

## 野々市市地域防災計画

---

### 第 I 編 一般災害対策編

---

第 1 章 総則

第 2 章 一般災害予防計画

第 3 章 一般災害応急対策計画

第 4 章 復旧・復興計画

第 5 章 複合災害対策計画



## 第 4 章の構成

節	項	担当班	頁
第 1 節 公共施設の災害復旧	1 基本方針 2 実施責任者 3 災害復旧事業計画 4 復旧事業の方針 5 職員の確保	人事受援班・福祉班・復旧班・給水班・下水道班・避難所班	4-1-1
第 2 節 災害復旧事業に伴う 財政援助及び助成	1 基本方針 2 助成制度 3 激甚災害に係る財政援助措置	衛生班・商工班・児童福祉班・健康救護班・復旧班・建設班・避難所班	4-2-1
第 3 節 災害復旧資金	1 基本方針 2 市の措置	財政物資班	4-3-1
第 4 節 被災者への支援	1 基本方針 2 農林漁業制度金融の確保 3 中小企業融資の確保 4 住宅金融支援機構資金の斡旋 5 生活福祉資金の貸付 6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 7 災害援護資金の貸付 8 災害弔慰金の支給 9 災害障害見舞金の支給 10 被災者生活再建支援金の支給 11 市税等の徴収猶予及び減免の措置 12 制度の周知	調査班・商工班・情報班・福祉班・自動福祉班・復旧班	4-4-1
第 5 節 被災者の生活確保の ための緊急措置	1 基本方針 2 被災者台帳の作成 3 生活相談 4 こころのケア活動の継続 5 罹災証明書の交付 6 被災者に対する職業のあっせん 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 8 公営住宅等の整備 9 国有財産の無償借受等 10 災害廃棄物の処理等	調査班・相談班・衛生班・商工班・福祉班・保健救護班・建設班	4-5-1
第 6 節 災害義援金及び義援 物資の配分	1 基本方針 2 義援物資の募集及び受付 3 義援物資の配分及び保管場所 4 義援金の受付・配分及び保管場所	財政物資班・福祉班・避難所班	4-6-1
第 7 節 災害復興計画	1 基本方針 2 基本方向の決定 3 計画的復興の進め方	情報班・福祉班・復旧班	4-7-1



## 第 4 章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市は、主体的に取り組むとともに、国や県の支援を受け、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

## 第 1 節 公共施設の災害復旧

人事受援班・福祉班・復旧班・給水班・下水道班・避難所班

### 1 基本方針

地震災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

### 2 実施責任者

市長はじめ指定行政機関の長など災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県管理の道路と交通上密接である市道が被災した場合、県は、市から要請があり、かつ必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

### 3 災害復旧事業計画

この計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧とともに、再度被害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるための計画である。

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - ウ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
  - エ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
  - オ 水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (6) 公営住宅災害復旧事業計画
- (7) その他の災害復旧事業計画

### 4 復旧事業の方針

- (1) 復旧事業実施体制

地震災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、市、県及び指定地方行政機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措

置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、市は、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

## 5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

市災害復旧事業において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第 33 条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

## 第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

衛生班・商工班・児童福祉班・健康救護班・復旧班・建設班・避難所班

### 1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

### 2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の 1/2 を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づく事業

### 3 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第 3、4 条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第 5 条）
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第 6 条）
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第 7 条）

- エ 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第 8 条）
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第 9 条）
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第 10 条）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例（激甚法第 12 条）
  - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第 13 条）
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第 14 条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 16 条）
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 17 条）
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第 19 条）
  - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による国の貸付けの特例（激甚法第 20 条）
  - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第 21 条）
  - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第 22 条）
  - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第 24 条）
  - ク 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第 25 条）

## 第 3 節 災害復旧資金

財政物資班

### 1 基本方針

災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その負担すべき財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

### 2 市の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠損債、災害対策債及び災害復旧事業費について調査し、事業執行に万全を期す。
- (3) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

## 第 4 節 被災者への支援

調査班・商工班・情報班・福祉班・自動福祉班・復旧班

### 1 基本方針

市は、被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努め、市民が通常的生活を一日も早く取り戻すことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行う。また、被災者が容易に支援制度等を知ることができる相談窓口を設置するなど、災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対する支援を継続的に実施する取組）の実施等により、迅速な復興援助の措置を講ずる。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

### 2 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため市は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対して（株）日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

### 3 中小企業融資の確保

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、必要な措置を講ずることとし、市はこれらに協力する。

市は、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

#### 4 住宅金融支援機構資金の斡旋

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

#### 5 生活福祉資金の貸付

地震災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

#### 6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

地震災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

#### 7 災害援護資金の貸付

市は、市内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

#### 8 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

#### 9 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

#### 10 被災者生活再建支援金の支給

市は、県が行う被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

#### 11 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、市税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 12 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

## 第 5 節 被災者の生活確保のための緊急措置

調査班・相談班・衛生班・商工班・福祉班・保健救護班・建設班

### 1 基本方針

大地震の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、市、県及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

### 2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

### 3 生活相談

- (1) 市は、庁舎内に生活相談窓口を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- (2) 市は、早期に被災者の生活再建を図るため、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。
- (3) 住宅再建に対する相談については、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (4) 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のう え、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (5) 市及び県は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

### 4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、市、県及びDPAT等の関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

### 5 罹災証明書の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家

の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。  
ただし、市だけで対応できない場合は、県及び他市町村に応援を求め、実施する。

## 6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

## 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市、国及び県は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 8 公営住宅等の整備

市及び県は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

## 9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市及び県は国に対し無償借受等の申請を行う。

## 10 災害廃棄物の処理等

- (1) 市は、白山野々市広域事務組合と連携し、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処理方法を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。加えて、災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

## 第 6 節 災害義援金及び義援物資の配分

財政物資班・福祉班・避難所班

### 1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画をたて、确实、迅速に配分を行う。

### 2 義援物資の募集及び受付

#### (1) 義援物資の募集

義援物資は、緊急に必要としている物品、数量等を迅速に把握し、受け入れを希望する義援物資を具体的に示した上で、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を依頼して募集する。

募集に当たっては、物資の仕分け作業の軽減による迅速な配分を行うため、同一物資をまとめて梱包するよう依頼する。

また、募集の期間については、災害の規模、被害状況等により市長が決定する。

#### (2) 義援物資の受付

ア 義援物資の受付は、財政物資班が行う。

イ 義援物資を受け付けたときは、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入し、寄託者又は搬送者に受領書を交付する。その際、生活対策部長及び総務対策部長に連絡する。

### 3 義援物資の配分及び保管場所

#### (1) 義援物資

県等からの救援物資の配分及び本市に寄託された救援物資の配分については、関係する本部員が被害の程度、対象者数等を勘案し、被災者に対し公平を期するよう、市災害対策本部副本部長、総務対策部長、生活対策部長、福祉対策部長及び関係対策部長の協議を経て市長が決定する。

#### (2) 保管場所

義援物資の保管場所は、原則として市スポーツセンターとし、災害の状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。搬入及び搬出の際は、管理簿に日時、寄託者、物品名、数量等を管理簿に記入する。

なお、公共施設が被災した場合や義援物資の数量が多く保管できない場合は、災害協定締結先に保管場所の提供や荷受け、仕分け作業の協力を要請する。

## 4 義援金の受付・配分及び保管場所

被災者に対して、本市に寄託された義援金を迅速かつ公平に配分する。

### (1) 義援金の受付

義援金の受付及び配分は、財政物資班が担当し、義援金を受け付けたときは、寄託者に領収書を交付するとともに、義援金受入簿に記録する。

### (2) 義援金の配分

本市に寄託された義援金については、市災害対策本部員、日本赤十字社石川県支部野々市地区など義援金収集体等の代表者で構成する義援金配分委員会を設置し、平等性及び透明性に留意し、被害の程度、対象者数等を勘案し、迅速に配分する。

なお、義援金配分委員会の構成員及び役職については、事前に定めておくよう努める。

### (3) 義援金の保管

義援金は、金融機関で野々市市災害義援金口座を新規に開設し、被災者に配分するまで適切に保管する。

### (4) 関係機関との連携

義援金については、県及び日本赤十字社石川県支部等と情報交換するなどの情報共有を図り、受入及び配分について相互に協力し、緊密な連携体制を整える。

## 第7節 災害復興計画

### 情報班・福祉班・復旧班

社会経済活動全般に被害を生じた地域の再建を図るため、県及び国と積極的に協議し、被災地域の住民の速やかな自立活動が行われるよう、次のとおり復興計画を定める。

なお、その際、男女共同参画の視点など多様な視点を反映させるため、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や高齢者、障害者などの参画を促進する。

### 1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持、回復又は再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

### 2 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者、市民等の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を策定する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害より、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

### 3 計画的復興の進め方

(1) 大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 市は、復興計画の迅速かつ的確な策定と遂行を図るため、国、県等と連携し、広域的に調整するなどの必要な体制を整備する。

(3) 市は、過去の災害の教訓を踏まえた災害防止策の実施により、快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、女性、高齢者、障害者等の意見が反映されるよう環境整備に努め、都市のあるべき姿を明確にし、市民の理解を求めるよう努める。

(4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等

の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。